

# 日亜化学工業株式会社

## 1. 会社の概要

- (1) 会 員 名：日亜化学工業株式会社
- (2) 所属部会：関西電気機器部会 第2分科会  
業 種：化学品及び光半導体
- (3) 資 本 金：467億4,144万円  
従業員数：5,719名（グループ）  
(2009年7月現在)

### (4) 営業品目

① 高純度医薬品原料（カルシウム塩及び鉄塩）、各種蛍光体（ランプ、X線、蓄光、CRT等）、二次電池材料（リチウムイオン電池）、遷移金属触媒、蒸着材料、磁性材料（SmFeN系）

② 半導体材料（高純度Ga、赤外等）、発光ダイオード、レーザーダイオード（窒化物半導体系）

### (5) 企業理念

人はいつか必ず土に帰るといふ自然のサイクルの中で生きています。しかし、私たち人が作り使用した「物」の多くは、気体・液体・固体の形で地球上のゴミとなって残っていきます。このことを繰り返していくと、地球はいつか生命体がすむことのできないゴミ球になります。今、当社は「環境を大切にしよう」という方針の下で、全ての活動を行っており、高性能・長寿命・高信頼性を何よりも大切にしたものづくりに努めています。この活動を通じて、「存在意義が認められる会社」としての存続を願っています。

スローガン

- 一、勉強しよう。
- 一、よく考えてよく働こう。
- 一、そして世界一の商品を創ろう。

### (6) 当社の社章



## 2. 知的財産部門の概要

### (1) 組織上の位置及び名称

当社では化学品を取り扱う部門を一部門、光半導体を取り扱う部門を第二部門、その他管理、環境等生産活動と異なる部門を総合部門とする部門制を執っており、その総合部門の中に法知本部が属し、法務部と知財部がその中にあります。

### (2) 構成及び人員

知財部は知財管理課、知財出願課、知財戦略課、調査課からなっており、総勢32名が当社の知的財産業務を担っています。

### (3) 沿革

昭和61年に特許専門として初めて管理部の中に特許室が設けられ2名でスタート、その後法務を兼ねた法務室特許課となり、平成14年に総合部門知財部、平成16年管理本部の下で法知部、平成20年法知本部として管理本部から独立し、現在に至っております。

## 3. わが社の知的財産活動

当社は平成5年12月に、20世紀中には不可能とまで言われていた高輝度青色LEDの開発に成功し製造販売を開始致しました。続いて緑色LED、青紫色LDの開発に成功し、さらに白色LEDの開発成功、販売開始と、常に窒化物半導体の開発において世界でリーダーシップ的役割を果たしてきました。こうして次々と新製品

が開発、発売されるにつれ知財部の人数、特許出願数とも増加してまいりました。

一方、一旦青色LEDが世の中に出ると、後発メーカーが追いついてくるのも速いもので、2年後には日本、米国メーカーが同じように高輝度青色LEDを製造販売するようになり、さらに2年後には欧州、台湾メーカーも参入してきました。

そのため当社ではそれらの参入メーカーを阻止するため、日本では早期審査制度、出張審査等を活用し早期権利化に努め、権利化された有効な権利は順に警告、提訴等で争い、その結果国内他社と50件以上の激しい特許係争を繰り広げると共に米国、欧州メーカーとも日、米、欧それぞれにおいて争ってきました。

こういった争いをおよそ6年間続け、平成14年末までには、今まで争っていた各メーカーと一気に和解、クロスライセンス等を結び、互いの技術を認め合うことにより、さらなる自社技術の伸展を図ることとしました。

その後も、当社では明らかに知的財産（特許、意匠）を侵害していると思われるメーカー、また侵害品を販売している販売店等に対して継続的に警告、提訴等の手法により侵害品の流通を防止すると同時に、自社製品の認知、販売を図り、さらに当社製品を使用いただいているお客様に対しては当社取得商標の無償の使用許諾も行い、また尊重できる技術を有する相手に対してはクロスライセンスを行ってきました。

また侵害品については積極的に権利行使し、最近では韓国の一メーカーに対し日、米、欧、台、韓各国で意匠、特許等係争を繰り広げ、今年2月に和解に至ったという経緯もあります。

#### (1) 権利の活用

以上のように、当社では知的財産権を活用するにあたり、あくまで「技術力」が当社競争力の根幹であるにとらえ、研究成果を保護し、公正な市場競争力を確保するために、今ある権利

を最大限活用するというのが基本的な考え方です。そのために知財部は

- ① 知的財産権は商品ではない。
  - ② 優れた知的財産権だけでは生き残れない。
  - ③ 「技術力」と「知的財産権」は必ずしも一致しない。
  - ④ 「技術力」が当社の市場競争力の根幹であり、研究開発を保護し、公正な市場競争を確保するために、知的財産権を活用する。
- というポリシーで動いております。

#### (2) 知的財産の評価

特許法第35条についての当社の見解は当社ホームページに載っておりますのでここでは詳細は述べませんが、当社では特許だけではなく貢献のあるノウハウにも光を当てる施策を行っており、ノウハウにも褒賞金を出しております。また実績褒賞についても特に上限は設定しておらず、全ての従業員に対し公正公平に評価をし、年一回の特別表彰を行っており、その中で発明、ノウハウが会社の業績向上に多大の貢献をしたと判断される場合には、会社の業績に応じて特別表彰金として顕彰されます。この制度は従来から行っている制度です。

## 4. 今後の計画

知財部ではこれからも当社の知的財産を侵害する第三者に対しては、従来と同じく有効な手段を適宜選択して講じると共に、戦略的に知財として執るべき手段を積極的に提案し、一方出願系では当社の将来を担う新技術の出願、権利化に努め、さらには技術者に対し知財の目から見た出願の手法を提案して自社の権利強化に努めたいと考えています。また海外についても今までは大消費国であった米、欧、中だけでなくインドのような新興国の権利化にも努め、知財部員一人一人のスキルを向上させて、事業に貢献したいと考えています。

(原稿受領日 2009年10月23日)